

令和元年第1回亀山市議会臨時会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第85号 亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	1

件名	亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	上下水道部下水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」といいます。）が令和元年6月14日に公布されました。</p> <p>これを受けて、内閣府から各府省に対し、政省令以下の法令等における欠格条項の見直しについても、整備法の整備方針を踏まえた対応を行う方針が示されたことから、市町村の条例整備の参考として示されている標準下水道条例（昭和34年11月18日付け厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）が令和元年9月2日に改正されました。</p> <p>このことから、本条例においても、標準下水道条例を参考として成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の指定の基準について、成年被後見人等であることをもって一律に指定を行わないとする規定を改め、精神の機能の障害の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断するものとします。 <第9条及び第10条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和元年12月14日とします。</p> <p>《施行日について》</p> <p>改正時期等については、各下水道管理者における事情等を踏まえて個別に判断することとされていることから、施行日は、令和元年9月亀山市議会定例会において、整備法の施行に伴い成年被後見人等に係る欠格条項を見直す改正を行った亀山市職員の分限に関する条例（平成17年亀山市条例第25号）等の施行日と同日とします。</p>		